

鷹栖町と旭川市との間における消防事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲等)

第1条 鷹栖町は、消防に関する事務（消防団に係る事務、水利施設の設置、維持及び管理に係る事務並びに消防庁舎及び消防車両の整備等に係る事務を除く。）の管理及び執行を旭川市に委託する。

(経費の負担及び予算の執行)

第2条 前条の規定により委託する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行に要する経費は、鷹栖町の負担とし、同町は、旭川市にこれを交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、鷹栖町長と旭川市長が協議して定める。この場合において、旭川市長は、委託事務に要する経費の見積に関する書類をあらかじめ鷹栖町長に提出しなければならない。

(委託事務の収支の分別)

第3条 旭川市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、旭川市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(手数料)

第4条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料の収入は、全て旭川市の収入とする。

(決算の場合の措置)

第5条 旭川市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、当該決算の委託事務に関する部分を鷹栖町長に通知するものとする。

(財産の無償貸与)

第6条 鷹栖町は、委託事務の管理及び執行の用に供するために必要な施設、設備等を無償で旭川市に貸与するものとする。

(消防水利施設の設置等)

第7条 鷹栖町は、同町の区域内の消火活動に常時有効に使用することができる水利施設を設置し、維持し、及び管理しなければならない。

(連絡会議)

第8条 鷹栖町長及び旭川市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて連絡会議を開催するものとする。

(条例等の制定又は改廃の措置)

第9条 旭川市長は、委託事務の管理及び執行について適用される旭川市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ鷹栖町長に通知しなければならない。

2 旭川市長は、前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を鷹栖町長に通知しなければならない。

3 鷹栖町長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(委託の廃止等)

第10条 第1条の規定による事務の委託を廃止する場合は、当該事務に係る収支は、廃止の日をもって打ち切り、旭川市長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金の処分は、鷹栖町長と旭川市長が協議して定めるものとする。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、鷹栖町長と旭川市長が協議して定めるものとする。

附 則

1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

2 鷹栖町長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する旭川市の条例等が鷹栖町に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。